

川崎市監査告示第3号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

川崎市監査委員	川鍋雅裕
同	川上善行
同	雨笠裕治
同	浜田昌利

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年川崎市監査告示第5号）の一部を次のように改正する。

第14条の表の1の項（3）中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。